

平成 27 年 3 月 2 日

各 位

上 場 会 社 名 SBI ライフリビング株式会社
(コード番号：8998 東証マザーズ)
本 社 所 在 地 東京都渋谷区道玄坂一丁目 16 番 5 号
代 表 者 代表取締役社長 相 原 志 保
問 合 せ 先 執行役員財務部長 圖 子 田 健
TEL (03) 5456-8666 (代表)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、及び全部取得条項付普通株式（下記「I. 1（1）変更の理由」の②において定義いたします。）の取得につきまして、平成 27 年 4 月 3 日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更につきましては、本臨時株主総会と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 当社完全子会社化のための定款一部変更

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件（1）」）

（1）変更の理由

平成 27 年 2 月 3 日付当社プレスリリース「株式会社 LL ホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」並びに「親会社及び主要株主である筆頭株主の異動等に関するお知らせ」において報告申しあげておりますとおり、株式会社 LL ホールディングス（以下「LL ホールディングス」といいます。）は、平成 26 年 12 月 12 日から当社の普通株式並びに①平成 17 年 8 月 29 日開催の当社臨時株主総会及び同日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権並びに②平成 20 年 6 月 1 日付にて SBI プランナーズ株式会社を株式交換により 100%子会社化したことに伴って交付された新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けは、平成 27 年 2 月 2 日に終了しております。本公開買付けの結果、LL ホールディングスは、平成 27 年 2 月 9 日（本公開買付けの決済開始日）をもって、当社普通株式 10,313,352 株（平成 26 年 9 月 30 日現在の発

行済株式総数（12,596,840株）から同日現在の当社が有する自己株式数（974,500株）を控除した株式数（11,622,340株）に係る議決権の数（116,223個）に対する割合：88.74%）及び上記②に係る新株予約権2,509個（目的となる当社普通株式の数の合計301,080株）を有するに至っております。

平成26年12月11日付当社プレスリリース「株式会社LLホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関するお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）においてご報告申し上げておりますとおり、当社の抱える最大の課題は、営業利益の大部分を占めるインターネット事業において、収益基盤の安定を図ることと認識しており、ビジネスモデルの進化による事業リスクの低減、及び収益依存を緩和するための他事業の育成などの大胆な戦略の見直しが必要であると考えております。また、不動産事業については景気循環に対応力のある体制を構築し、将来的成長性を得るためにインターネット事業とのシナジー構築を模索してまいりましたが、その効果は限定的なものにとどまっているところです。当社の更なる成長のためには、不動産事業の水平垂直的な展開も模索し事業の成長性を確保する必要があるものと認識しております。

以上のように、両事業の更なる成長性を目指すためには、組織・事業の再編を行ったうえで、外部との提携等も積極的に行えるような柔軟な組織体制構築が必要と考えております。そして、収益構造の安定・強化を図るための各種施策は、その効果が業績に反映されるまでに中長期の時間を要する可能性があるほか、むしろ、短期的には財務状況が悪化し、多額の損失が計上されるリスクも存在します。そして、このような事態に陥れば、少数株主が保有する株式の価値は大きく減少し、投下資本の回収はより一層困難なものとなります。株主の皆様のようなリスク負担を回避するためには、当社の非公開化が不可欠であるとの結論に至り、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することといたしました。

当社は、上記のとおり本公開買付けが成立したことから、本意見表明プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本臨時株主総会及び本臨時株主総会と同日開催の本種類株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社をLLホールディングスの完全子会社とするため、以下の①から③の方法（以下「本全部取得手続」と総称します。）を実施することにいたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、下記「（2）変更の内容」に記載の定款変更案第6条の2に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を1,473,337分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その有する全部取得条項付普通株式1株につ

きA種種類株式1,473,337分の1株の割合をもって交付いたします。なお、LLホールディングス以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付されるA種種類株式が1株未満の端数となる各株主様につきましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることになります。

株主様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をLLホールディングスに売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が有する全部取得条項付普通株式の数に1,070円（本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。

「定款一部変更の件（1）」は、本全部取得手続のうち①を実施するものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。また、これまで当社は、当社定款第7条におきまして、事務負担の軽減を図るため、100株を単元株式数として規定しておりましたところ、同条は、当社普通株式について単元株式数を定めるものであり、「定款一部変更の件（1）」で設けられるA種種類株式については1株を単元株式数とすることから、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものです。

（2）変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、「定款一部変更の件（1）」に係る定款変更は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件（1）」が原案どおり承認可決された時点で、その効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、49,900,000株とする。	（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、49,900,000株とし、 <u>当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式は49,899,900株、第6条の2に定める内容の株式（以下「A種種類株式」という。）は100株とする。</u> <u>（A種種類株式）</u> 第6条の2 当社は、残余財産を分配すると

「定款一部変更の件（２）」は、「定款一部変更の件（１）」においてご説明申しあげております本全部取得手続のうち②を実施するものであり、「定款一部変更の件（１）」による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。また、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式１株と引換えに、「定款一部変更の件（１）」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるＡ種種類株式を１,４７３,３３７分の１株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、前記のとおり、ＬＬホールディングス以外の各株主様に対して交付されるＡ種種類株式の数は、１株未満の端数となる予定です。

（２）変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、「定款一部変更の件（２）」に係る定款変更は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件（１）」及び「Ⅱ．全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件（２）」と同内容の定款変更に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力を生じるものといたします。

また、「定款一部変更の件（２）」に係る定款変更の効力発生日は、平成２７年５月１１日といたします。

（下線は変更部分を示します。）

「定款一部変更の件（１）」による変更後の定款	変更案
(新設)	(全部取得条項) <u>第６条の３ 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得することができる。</u> <u>２. 当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式１株につきＡ種種類株式を１,４７３,３３７分の１株の割合をもって交付する。</u>

Ⅱ． 全部取得条項付普通株式の取得の件

１． 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「定款一部変更の件（１）」においてご説明申しあげておりますとおり、当社のインターネット事業及び不動産事業の更なる成長性を目指すためには、組織・事業の再編を行ったうえで、外部との提携等も積極的に行えるような柔軟な組織体制構築が必要と考えております。そして、収益構造の安定・強化を図るための各種施策は、その効果が業績に反映されるまでに中長期の時間を要する可能性があるほか、むしろ、短期的には財務状況が悪化し、多額の損失が計上されるリスクも存在します。そして、このような事態に陥れば、少数株主が保有する株式の価値は大きく減少し、投下資本の回収はより一層困難なものとなります。株主の皆様がこのようなリスク負担を回避するためには、当社の非公開化が不可欠であるとの結論に

至り、当社は、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社をL Lホールディングスの完全子会社とするため、本全部取得手続を実施することになりました。

「Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の件」は、「定款一部変更の件（１）」においてご説明申しあげております本全部取得手続のうち③を実施するものであり、会社法第 171 条第 1 項並びに「定款一部変更の件（１）」及び「定款一部変更の件（２）」による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、「定款一部変更の件（１）」による定款変更に基づき設けられる A 種種類株式を交付するものです。

当該交付がなされる A 種種類株式の数については、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 1,473,337 分の 1 株の割合をもって交付するものといたします。前記のとおり、L Lホールディングス以外の各株主様に対して当社が交付する A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

かかる株主様に対する A 種種類株式の交付の結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する A 種種類株式を会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て A 種種類株式を L Lホールディングスに売却することを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が有する全部取得条項付普通株式の数に 1,070 円（本公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

（１）全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第 171 条第 1 項並びに「定款一部変更の件（１）」及び「定款一部変更の件（２）」による変更後の当社の定款に基づき、取得日（下記（２）において定めます。）において、別途定める基準日（当該取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その有する全部取得条項付普通株式 1 株の取得と引換えに、A 種種類株式を 1,473,337 分の 1 株の割合をもって交付するものといたします。

（２）取得日

平成 27 年 5 月 11 日

（３）その他

「Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件（１）」及び「定款一部変更の件（２）」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件（２）」と同内容の定款変更に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに「定款一部変更の件（２）」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものといたします。なお、その他の必要事

項につきましては、当社取締役会にご一任願いたいと存じます。

Ⅲ. 上場廃止について

当社普通株式は、本日現在、東京証券取引所マザーズ市場に上場されておりますが、本臨時株主総会において「定款一部変更の件（１）」、「定款一部変更の件（２）」及び「Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件（２）」と同内容の議案が原案どおり承認可決された場合には、当社の普通株式は、東京証券取引所マザーズ市場の定める上場廃止基準に該当することとなり、平成 27 年 4 月 3 日から同年 4 月 30 日までの間、整理銘柄に指定された後、同年 5 月 1 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所マザーズ市場において取引することはできません。

Ⅳ. 本全部取得手続の日程の概要

本全部取得手続の日程の概要は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の招集のための基準日設定公告	平成 27 年 2 月 9 日（月）
本臨時株主総会及び本種類株主総会の招集のための基準日	平成 27 年 2 月 24 日（火）
本臨時株主総会及び本種類株主総会の招集に関する取締役会決議	平成 27 年 3 月 2 日（月）
本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日	平成 27 年 4 月 3 日（金）
種類株式発行に係る定款一部変更（「定款一部変更の件（１）」）の効力発生日	平成 27 年 4 月 3 日（金）
当社普通株式の東京証券取引所における整理銘柄への指定	平成 27 年 4 月 3 日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成 27 年 4 月 6 日（月）
当社普通株式の東京証券取引所における売買最終日	平成 27 年 4 月 30 日（木）
当社普通株式の東京証券取引所における上場廃止日	平成 27 年 5 月 1 日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付に係る基準日	平成 27 年 5 月 10 日（日）
全部取得条項に係る定款一部変更（「定款一部変更の件（２）」）の効力発生日	平成 27 年 5 月 11 日（月）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式の交付の効力発生日	平成 27 年 5 月 11 日（月）

Ⅴ. 支配株主との取引等に関する事項

LLホールディングスは当社の支配株主（親会社）であり、上記Ⅱ. 2に記載の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本取得」といいます。）は、支配株主との取引等に該当します。当社は、平成 26 年 11 月 21 日付のコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、当社と支配株主が取引を行う場合においては、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本条件とし、取引内容及び条件の妥当性について、その取引金額の多寡に関わらず、当社取締役会において慎重に審議の上、取締役会の決議をもって決定する旨記載しているところ、かかる指針に関する本取得における適合状況は以下のとおりです。

当社は、本公開買付け及び本取得からなる一連の取引（以下「本取引」といいます。）の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（6）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとりの措置を

講じております。

また、当社の社外取締役である中路武志氏は、SBI ホールディングスの孫会社である SBI インベストメント株式会社の常務取締役、かつ、同じく SBI ホールディングスの孫会社である SBI インキュベーション株式会社の取締役であり、本取引に関し当社との利益相反の疑いを回避する観点から、公開買付者との間で当社の立場において協議及び交渉をしておらず、また、本取引に係る当社取締役会における議案の審議及び決議には一切参加しておりません。また、当社の社外監査役である伊藤嘉洋氏は、SBI ホールディングスが寄付をしている学校法人 SBI 大学の監事であり、また、当社の社外監査役である早川久氏は、SBI ホールディングスの子会社である SBI 損害保険株式会社の監査役であることから、本取引に関し当社との利益相反の疑いを回避する観点から、公開買付者との間で当社の立場において協議及び交渉をしておらず、また、本取引に係る当社取締役会における議案の審議には一切参加しておりません。

加えて、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 当社における第三者委員会の設置」に記載のとおり、本公開買付けに係る当社の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確保するために、LLホールディングス及び当社からの独立性の高い、外部の有識者を含む委員によって構成される第三者委員会（第三者委員会の委員としては、公開買付者及び当社から独立性を有する熊澤誠氏（弁護士、新幸総合法律事務所共同代表）、齊藤健一氏（税理士、税理士法人サンク・アンド・アソシエイツ代表社員）及び鈴木康之（当社社外取締役、独立役員）の3氏）を設置し、当該第三者委員会から、(i)本取引の目的は合理性を有すること、(ii)本取引において公正な手続を通じて当社株主の利益への十分な配慮がなされていること、(iii)本取引の買付条件（本件公開買付けにおける買付価格を含む。）の妥当性が確保されていること、(iv)本公開買付けについて当社取締役会が賛同意見を表明することは、SBI ホールディングス株式会社以外の当社株主にとって不利益でないこと、(v)本公開買付けの成立後に、LLホールディングスが当社の完全親会社となることを目的として完全子会社化を行うことは当社株主にとって不利益でないことにつき、委員全員の一致で決議したことを内容とする答申書を平成26年12月11日付で取得しております。なお、当社は、本公開買付けの意見の表明に先立ち、本公開買付け後に本取得が行われる予定であることを前提に当該意見書を入手しておりますので、本取得の実施に際しては、支配株主との間に利害関係を有しない者からの意見を改めて入手しておりません。

以上を踏まえ、当社としては、本取得を含む本取引は、少数株主の利益を害するものではないと判断しており、本取得は上記指針に適合しているものと考えております。

以上

<本リリースに関するお問い合わせ>

SBI ライフリビング株式会社 管理本部 財務部 03-5456-8666